

小樽都市計画地区計画の変更（小樽市決定）

都市計画色内3丁目地区地区計画を次のように変更する。

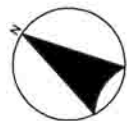
1 地区計画の方針

名 称	色内3丁目地区地区計画	
位 置	小樽市色内2丁目及び3丁目の各一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	11.5 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、歴史的港湾施設小樽運河に面し、国の重要文化財や石造倉庫などの歴史的資産も多いことから、地区の一部は市内でも数少ない歴史的景観地区に指定されている。また、当市の「中心市街地活性化計画」では歴史的環境整備地区に位置付けられ臨海部の歴史性及び文化性に富んだ潤いのある個性的で魅力のある観光・文化・歴史地区の形成を目標としている。</p> <p>そこで、本計画では、地区の歴史的資産の保全を図り、歴史的景観地区にふさわしい観光、文化等に関連する産業の育成を図ることを地区計画の目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>周辺の歴史的建造物や潤いのある港湾施設と調和した商業・流通業務地としての土地利用を図り、個性的で魅力ある景観形成を図るという基本的な方針に立ち、地区を次のように区分する。</p> <p>1 色内3丁目A地区 2 色内3丁目B地区 3 色内3丁目C地区</p>
	地区施設の整備の方針	<p>当地区は、都市計画道路「手宮仲通」、運河物揚場護岸の整備がなされ、港湾緑地等の整備で豊かなコミュニティー空間の形成が図られている。よって、その機能環境が損なわれないよう維持及び保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、地区周辺の歴史的建造物等と調和した魅力ある街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限及び建築物等の高さの誘導を行い、潤いのある港湾空間の保全と個性的で魅力ある都市景観形成を図る。</p>
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>小樽港の発展とともに形成された歴史的資産の維持及び保全を図るとともに、良好な景観を形成する先導的な役割を担う地区とする。</p>

2 地区整備計画

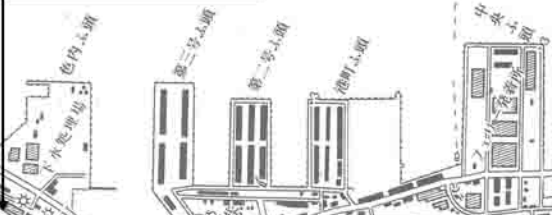
地区整備計画	名 称		色内3丁目地区			
	区 域		計画図表示のとおり			
	面 積		9.2 ha			
	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	色内3丁目A地区	色内3丁目B地区	色内3丁目C地区
			地区の面積	3.4 ha	3.5 ha	2.3 ha
		建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 事務所</p> <p>(2) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号又は第6項各号のいずれかに該当する営業に係るものを除く。）</p> <p>(3) 工場（建築基準法別表第2（ぬ）項に該当する工場を除く。）</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) 博物館、美術館その他これらに類するもの</p> <p>(6) 集会場、展示場その他これらに類するもの</p> <p>(7) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(8) ナイトクラブその他建築基準法施行令第130条の9の2に定める用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号又は第6項各号のいずれかに該当する営業に係るものを除く。）</p> <p>(5) 工場（建築基準法別表第2（ぬ）項に該当する工場を除く。）</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 博物館、美術館その他これらに類するもの</p> <p>(8) 集会場、展示場その他これらに類するもの</p> <p>(9) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(10) ナイトクラブその他建築基準法施行令第130条の9の2に定める用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>		
	建築物の高さの最高限度		17メートル	25メートル	17メートル	
備 考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の規定による。				

理 由： 建築基準法などの改正に伴う所要の規定整理を行うため、地区計画を変更するものである。



小樽都市計画 色内3丁目地区計画 位置図

色内3丁目地区



JR小樽築港駅

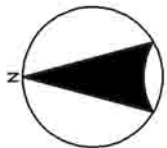
JR南小樽駅

国道5号

JR小樽駅

1 : 25,000





小樽都市計画 色内3丁目地区整備計画 計画図

色内埠頭公園

中央下水終末処理場

手宮岸壁

北浜岸壁

第三埠頭

湾岸合同

小樽市港湾部

月見橋

小樽市博物館

色内3丁目C地区

小樽運河

北海製罐

都市計画道路 臨港線

色内二丁目

都市計画道路 手宮伸通線

北浜橋

色内3丁目A地区

小樽漁業協同組合
地方卸売市場

都市計画道路 手宮伸通線

運向公園

都市計画道路 臨港線

色内川

色内橋

凡 例

地区計画区域

地区の区分

地区整備計画の区域

色内3丁目A地区

色内3丁目B地区

色内3丁目C地区

色内3丁目B地区

都市計画道路 祝津山手線

1 : 3,500

0 100 200

錦町